

令和2年5月1日

行健第二小学校保護者様

郡山市教育委員会
郡山市立行健第二小学校長 宗像 達郎

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、児童生徒の新型コロナウイルス感染防止のために御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、このたび、福島県教育委員会教育長の要請を受けて、郡山市立学校におきましては、下記のとおり臨時休業を延長いたします。

つきましては、保護者の皆様の御理解、御協力をお願いいたしますとともに、休業中の（児童生徒）の感染防止と安全な生活について御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間 令和2年5月7日(火)から当面の間

2 臨時休業中の生活について

臨時休業中は、以下の点に留意して過ごすようご家庭でもご指導ください。

(1) 感染防止の観点から、外出を控え、自宅で過ごす。適度に体を動かすことが心と体の健康につながることから、「密閉・密集・密接」を避けながら、屋内・屋外で手軽にできる運動（ストレッチ・なわとび・散歩・ジョギングなど）に継続して取り組む。

なお、屋外で散歩・運動等する場合は保護者と同伴をお願いします。子どもだけで行うことはないようにお願いします。

(2) 免疫力を高めるためにバランスのよい食事をとり、起床・就寝時間を決め規則正しい生活を送る。

(3) ゲームやスマートフォン等の使用時間を決め、自分自身の生活をコントロールできるようにする。

(4) 臨時休業中も、せきエチケットや手洗い等、感染症対策に努める。また、朝の検温、せき等の呼吸器症状の確認を行い、「健康観察表」に記録する。

※発熱やかぜ症状がある場合は、医療機関の指示に従ってください。また、新型コロナウイルスへの感染や濃厚接触者となった場合は、速やかに学校にご連絡ください。

(5) 学校から渡された課題などを活用し、計画的に家庭学習に取り組む。

(6) 保護者が不在時の電話や来客への対応については、十分に注意し、家庭でのルールを確認ください。 <例> 玄関や窓を施錠する・電話や来客には対応しない・保護者と連絡する手段を確認しておく・火気は使用しないなど。

3 その他

- 各学年だより等（5月7日と8日に配付）で休業中の生活の仕方や課題等をお知らせいたしますのでご覧ください。配付方法については、別にお知らせいたします。
- 万が一、休業中に事故や大きなけが、入院などがあった場合は、学校へ連絡をお願いします。
- 毎朝の検温、せき等の呼吸器症状の確認を行い、「健康観察表」に記録してください。
- お子さまのことで心配なことや相談したいことがありましたら学校へご連絡ください。
- 随時、メール・ホームページでお知らせしますので確認をよろしくをお願いします。

(学校担当 教頭 電話 922-9989)